

○千葉県指定構造計算適合性判定機関指定基準 新旧対照表

新	旧
千葉県指定構造計算適合性判定機関指定基準 第 1 趣旨 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定により千葉県知事（以下「知事」という。）が行う指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）の指定に係る要件その他必要な事項については、法、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「指定機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成 27 年 3 月 2 日国住指第 4540 号。以下「指定準則」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。 第 2 指定要件 機関の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。 一 法、令、規則、指定機関省令及び指定準則に定める規定に適合すること。 二 千葉県内全域を業務区域とすること。 三 法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 6 条の 3 第 1 項及び法第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務を行う事務所の所在地は、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都及び神奈川県いずれかにあること。 四 適正な判定能力の確保のため、過去 5 年以内に 50 棟以上の	千葉県指定構造計算適合性判定機関指定基準 第 1 趣旨 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定により千葉県知事（以下「知事」という。）が行う指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）の指定に係る要件その他必要な事項については、法、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「指定機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成 27 年 3 月 2 日国住指第 4540 号。以下「指定準則」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。 第 2 指定要件 機関の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。 一 法、令、規則、指定機関省令及び指定準則に定める規定に適合すること。 二 千葉県内全域を業務区域とすること。 三 法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 6 条の 3 第 1 項及び法第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務を行う事務所の所在地は、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都及び神奈川県いずれかにあること。 四 適正な判定能力の確保のため、過去 5 年以内に 50 棟以上の

判定の業務実績があること、または、判定の業務に週 3 日以上専ら従事する判定の業務実績がある判定員を 2 人以上置いていること。

五 判定手数料は、審査に要する費用の実態に照らし、適切な額とすること。

第 3 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は県土整備部都市整備局建築指導課長が別に定める。

(附則)

この基準は、平成 1 9 年 5 月 3 0 日から施行する。

(附則)

この基準は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。

(附則)

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

判定の業務実績があること、または、判定の業務に週 3 日以上専ら従事する判定の業務実績がある判定員を 2 人以上置いていること。

五 判定手数料は、使用料及び手数料条例に掲げる県が判定を行う際の手数料と乖離しないものとすること。

第 3 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は県土整備部都市整備局建築指導課長が別に定める。

(附則)

この基準は、平成 1 9 年 5 月 3 0 日から施行する。

(附則)

この基準は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。